

昭和60年度（問 題）

次のA、B、Cのうちいずれか一つを選んで解答せよ。

A （4問中2問選択）

1. 危険準備金の性格ならびに繰入れ・取崩基準および積立限度について所見を述べよ。
2. 最近、資産運用部門への人材・経費の投入が著しく増加してきているが、この点に関し、経営面への影響について所見を述べよ。
3. 高料高配商品と低料低配商品との比較において、基礎率、販売政策、外務員給与、競争力、収益性その他について、会社の経営に与える影響という観点から、メリット・デメリットを挙げ、所見を述べよ。
4. 我国におけるユニヴァーサル保険の販売の是非について、所見を述べよ。

B （4問中2問選択）

1. 我国における企業年金制度(税制適格年金制度、厚生年金基金制度)にかかわる税制を簡記し、所見を述べよ。
2. 所謂加算型厚生年金基金制度の財政計算につき、現状の問題点を列挙し、所見を述べよ。
3. 我国における一般的な企業年金制度(税制適格年金制度、厚生年金基金制度)の制度設計上の特徴を列挙し、所見を述べよ。
4. 我国の企業年金制度をとりまく最近の環境の変化が受託機関におよぼす影響について論ぜよ。

C （4問中2問選択）

1. 損害保険事業における規制緩和について所見を述べよ。
2. 損害保険会計における事業損益計算の仕組みとその特質について論ぜよ。
3. 損害保険の普及拡大と危険の選択について所見を述べよ。
4. 損害保険における自然災害担保について所見を述べよ。

昭和60年度（解答例）

A-1

(1) 性格

一般的には異常な事態が発生した場合の損失填補のための準備金であり、会計的には偶発的損失にそなえる損失準備金としている。生命保険では、異常な事態、偶発的損失としては死亡以外にはかんがえにくいのが、異常事態、偶発的損失との言葉にとらわれず、損失填補を広い視点でとらえて準備するというのが今日的な危険準備金であり、また、死亡差以外の要素をもすべてふくんだ死差、費差、利差等すべての損失にそなえる準備金とかんがえるべきである。

危険準備金の性格として

- イ 保障機能に関する損失に対する準備金
- ロ 貯蓄機能に関する投資リスクの発生に対する準備金
- ハ 内部留保、配当平衡準備金

があげられ、通常危険準備金であれ、異常危険準備金であれ、目的としてはイの内の偶発的損失のウェイトがおおきい。しかし、近時は保障機能についての偶発的でない損失がクローズアップされてきている。すなわち、

- ① インフレの沈静化ともなう年金需要の増加により、長寿化による生存損発生が顕著になってきており、また、これが単なる一過性のものではない。
- ② 給付の多様化により、従来の危険の概念ではとらえにくいもの（例 新医療保険等）がでてきている。
- ③ 目下は沈静化しているとはいえ、インフレによる事業費枠の目盛りは前述の長寿化による生存損とまったく同様の効果をあたえる。

といった事柄である。

近時の公定歩合の大幅低下ともなう利回りのダウンは上記ロに該当するが、前述の長寿化、年金需要の増加とがあいまって、より今日の問題となっていており、86条準備金、貸倒引当金、価格変動準備金とならんで、危険準備金のはたす役割はおおきい。

(2) 積立基準

大蔵省通達では危険準備金の繰入は、毎年、死差益の5%以上、積立限度は個人保険で危険保険金の0.1%、団体保険で危険保険金の0.2%としている。

この規定にみられるとおり、異常な事態としては死亡のみを想定している。前述のごとく、その他の危険要素をかんがえると現行通達のような大雑把な規定ではなく、木目のこまかな規定が必要かと思われる。

積立限度の場合、生存損、投資リスクの懸念のある年金保険を筆頭とする生存保険の場合は責任準備金、災害保険の場合は災害保険金、疾病保険の場合は入院日額、事業費の場合は付加保険料枠を基準として規定し、水準も各々の性格に応じてさだめるべきである。

繰入の基準を死差益におくのはかならずしも妥当とはいいがたい。すなわち、

- ① 利益留保と理解される懸念がある
- ② 剰余金処分としてあつかうべしとの議論が生ずる
- ③ 死差益はフラクチュエーションがあるため積立の安定性をかく

といった問題があるため、基準を危険保険料、貯蓄保険料、災害保険料、付加保険料、入院保険料等におき、危険の性格に応じて規定し、水準も各々の性格、危険の種類（異常危険、通常危険）に応じてさだめ、安定的な繰入をはかるべきである。

(3) 取崩基準

危険準備金の取崩については危険の発生、契約消滅による危険の消滅の場合がかんがえられる。前者の場合は死差損を生じた時、死差益が前年度死差配当率による死差配当所要額を下まわった場合等が対象となる。後者の場合は理論的には契約の消滅に応じて毎年とりくずしていくべきであろうが、その場合は現在の積立額が危険準備の水準に達していることが前提となる。消滅時配当の性格を具体的にしていることが以前にもまして要請されている現在では、積立水準の多少にかかわらず、毎年の取崩を明確にしていくことが必要となろう。

以上が危険準備金の性格、積立基準、取崩基準についての概観である。危険準備金を検討する場合、課税の問題を常にかんがえていかねばならない。目下は危険準備金以外の責任準備金もからめて課税、非課税がさだまるが、本来は危険準備金そのものの水準でもってさだめられるべきものであろう。損害保険では、異常危険準備金は保険料積立

金と独立に評価され、一定限度までは損金扱がみとめられていることからしても、生命保険でも積極的に損金扱を要請していくべきである。

A-2

解答記述の構成として、次の展開が好しい。

(ア) 生保各社が、これ迄以上に、投資部門に、人材、経費両面で力を入れることの必要性は何か、経営環境および現状などの背景について述べること。

(イ) その背景を受けて、人材、経費両面の投入をすることから生じる経営上の問題点を整理するとともに、それらに対してどのような対応姿勢が必要かについて私見を述べること。

以上について、ふれて欲しい主な項目を挙げると、以下のとおりである。

〔1〕投資部門強化についての背景

(1) 外的環境要因

① 金融の自由化・国際化の進展

- ・金融の規制緩和による生保への影響
- ・金融マーケットの拡大および国際化動向
- ・金利動向および融資環境・株式・債券市場の変化
- ・金融機関の同質化と垣根の変化

② 顧客意識の変化

- ・個人・法人を含めての金融サービスニーズの高まり
- ・金利選好意識および金融機関比較意識の高まり
- ・個人金融資産および法人金融資産の増大

③ 機械化・情報メカニズムの進歩

- ・金融商品の多様化
- ・金融サービス提供機能の多様化
- ・金融機関間提携の複合化
- ・情報・通信技術の進歩

(2) 生保内部の要因

① 保険商品の多様化

- ・一時払商品の高伸展
- ・個人年金・企業年金の高伸展
- ・変額保険の開発

② 資産運用の多様化・効率化

- ・収入保険料および総資産の高伸展
- ・貸付占率の低下と有価証券占率の上昇
- ・業務提携および投資関連会社設立の活発化
- ・諸運用規制の緩和

③ 価格競争

- ・保険料率および配当率の個別化・弾力化
- ・利回り重視
- ・企業年金市場の競争激化
- ・死差益・費差益拡大の困難さ

〔2〕投資部門強化による経営上の問題点と対応姿勢

以上のとおり、投資環境が一段と厳しくなる中で、高度の投資技術が求められ、同時に高収益追求が求められていることから、投資部門の強化が必要となる訳であるが、それに伴う問題点としては、大きくみると、次の点が挙げられる。

- (ア) 人材、経費両面の投入強化に伴うコスト管理のあり方
- (イ) 運用体制を整備強化するためには時間を要すること
- (ウ) 同時に安定的、継続的な収益が求められること
- (エ) さらに、その投資収益の契約者還元のあるあり方

それぞれについて考慮すべき要因は、以下のとおりである。

(1) 投資コスト管理について

① コスト認識の必要性

これ迄以上に、コスト認識が必要であると同時に、資金吸収コストも含めたトータルの見方が必要となる。

② コスト評価のあり方について

利差益面を追求する一方で、費差益圧迫とのバランスをいかにみるかコスト評価手法の開発が急務である。

例えば・収益単位あたりの投資部門事業費率

・利源分析の修正

・さらには、付加保険料要素として投資関係維持費の分離など

(2) 運用体制について

① 人材の早期育成

生保間のみならず、他金融業態との競争条件としても高能力のファンドマネージャーを早期にかつ、より多く育成することが急務である。同時に、法人営業担当者を中心として、財務・金融知識付与も大きな要素である。

② 情報管理機能の充実

国内・国外を問わず、投資関連情報の一元的管理システムと活用システムの充実が必要である。同時に情報提供に対する活動評価の導入も検討に値しよう。

③ 運用体制の多角化・効率化

コスト面・収益面を計りつつ投資関連会社化や他金融機関との提携の検討も必要である。また、投資部門内での連携機能の円滑化も重要な要素である。

(3) 収益性について

① トータルの収益評価

総資産利回り偏重から、インカムゲイン、キャピタルゲインを合せた収益評価の見方が必要であり、そのための指標基準を考える必要がある。

② 安定性・有利性・確実性の確保

多様化およびハイリスク・ハイリターン化の中で、生保資金としての特質を念頭におき長期的視点に立った計画性ある投資施策が必要である。

③ リスク対応

例えば、財務貸付においても、リスク要因に応じた金利設定とか、保険取引をとり込んだトータル取引に基づく金利設定などの方法。

(4) 契約者還元のあるあり方について

① 特別配当の見直し

トータルの収益評価に基づいて、現行特別配当体系および水準の見直しが必要であり、同時に通常利差配当率の妥当性も検証する必要がある。

② 配当率の公平性の確保

商品間の公平性，保険期間間の公平性，保険金額間の公平性などについても，
配当体系および配当率の見直しを行う必要がある。

A-3

本問は，さまざまな視点からの分析，検討が必要である。それぞれの項目で議論すべきポイントを以下に記載する。

(1) 基礎率

安全性についての一般論を記載した上で，次の諸点を述べる必要があろう。

- 安全割増のあり方
- 予定死亡率，予定事業費率，予定利率について
- 経験率の存在しない新規保障分野に於ける基礎率の決定について
- 配当について

(2) 販売政策

高料高配商品と低料低配商品では訴求力などにおいてどのような違いがあるのかを商品別，契約年齢別，保険期間別等に考察し，それに対応してどのような政策をとるべきか，次の点を考慮しながら述べる必要があろう。

- 外務員教育
- 契約制限（最高保険金額，加入年齢等）
- 有診査，無診査の別

(3) 外務員給与

保険商品が高料高配か低料低配かにより，外務員給与支給規定にどのような影響があり得るのかを，次の諸点を考慮に入れて述べる必要がある。

- 付加保険料と外務員給与との関連
- 外務員給与支給要素について

「S比例要素」，「P比例要素」，「件数要素」，「継続給要素」

(4) 競争力

保険商品による競争のあり方に触れた上で次の諸点を述べる必要がある。

- 複数の価格が競合するとき価格競争「コスト比較」
- 隣接業界との競争力

(5) 収益性

高料高配商品と低料低配商品の収益性の違いを考察する上で、次の諸点につき、言及することが望まれる。

- 死差損益，利差損益，費差損益
- アセットシェアー
- 消滅時特別配当

(6) 全体を通じて

上記(1)から(5)の中に於いて、以下の諸点についても触れる必要があろう。

- 保険審議会の答申事項
- 無配当保険との関連
- 併売したとき起こりうる事態とその対応

A-4

以下に解答例を示す。

(1) 何故ユニバーサル保険が米国であるように一般に受け入れられたか。

(a) ユニバーサル保険は市場金利連動商品である。

米国においては、高インフレの進行に伴い、金利は1979年後半から急上昇し、1982年前半までの間、極めて高い水準であった。しかもこの間の短期金利の異常な高騰は、長短金利の逆転を生ぜしめたのであった。

このような高金利下にあって、証券会社の市場金利連動型の短期金融商品MMFは1979年以降爆発的な売れ行きを示し、規制金利に縛られたままの銀行預金を侵蝕して行った。ディスインターミディエーションと呼ばれる預金資金の流出現象が生じたのである。これに対して銀行も市場金利連動型の商品を開発し証券会社に対抗して行ったのである。

「金融革命」の波は生保業界にも襲いかかり、伝統的な長期貯蓄手段であった終身保険の販売不振、契約者貸付の著増、解約の増大といった形で生保におけるディスインターミディエーションが進行した。このような環境変化の中で高い利率を付与する市場金利連動商品として登場したのがユニバーサルライフであった。

(b) 保険の仕組の自在性について

保険料は払込金額、払込方法とも可変的であり積立金が一定水準に保たれる限り、契約者貸付を発生させることなく保険料の払込の任意中断および継続を認めている。保険金額も保険金指数スライド条項あるいは無選択増額権の行使によって調整することが可能な仕組みとなっている。

このように保険契約に自在性を組み込むニーズは少し前から注目されていて、既に1971年にはミネソタミューチュアルからその特徴を備えた商品アジャスタブルライフが発売されていた。契約者のニーズが変化する度に生命保険を取り変えたり、買増したりする不経済性は多くの識者の指摘するところでわが国でも昭和50年保険審議会答申で生命保険契約の転換制度、中途増額制度の必要性が述べられ、多くの会社で採用するところとなった。

(c) 貯蓄要素と死亡要素を分離することによる商品の明瞭性

積立金部分と定期保険部分を完全に分離すること(これを unbundling と言う)によって保険の仕組みはガラス張りになり、契約内容の開示という点では優れている。

(d) 税の取扱いの有利性

これは生命保険契約には積立段階の利子所得課税がないことを意味しているのであるが、一定水準以上の死亡保障が組み込まれていれば従来通り税制上生命保険契約として取扱われることになった。これにより他の金融機関で貯蓄し、目標額と積立額との差額の定期保険を購入する方式よりユニバーサル保険は税の面で有利性が認められる。

(2) わが国の市場環境から見てユニバーサル保険は導入すべきか。

基本的にユニバーサル保険の導入を是とする立場で書くか非とする立場で書くかによってこの部分は全く異なるが、非とする立場で論ずれば次のような諸点が指摘出来るであろう。

(a) わが国における金融市場の一般的動向から見て短期市場金利連動商品の導入の必要性はない。

金利は下降期にあり、現行生保商品の利差益配当還元率は高く、市場金利の方がはるかに見劣りする。

伝統的商品では、継続的且つ予測可能な保険料収入が見込まれるので中長期的投資に基づき収益力と安全性を組合せたポートフォリオが可能である。従って、も

し生保会社がそれらの投資成果について、キャピタルゲインを含め適切に還元する配当方式を用意するならば、一般の顧客にとっては、その方が好しいという考え方が出来よう。

(b) 商品の仕組の自在性について

伝統的生死混合保険でも定期特約を付加することにより養老型から20倍保障まで自由度の高い設計が出来るようになっているし、保険料についても前納方式、ボーナス併用方式の採用などがはかられるなどかなり弾力的取扱いが認められている。又、転換制度も広く普及してニーズの変更に対応できるようになっている。しかしこの面ではユニバーサル保険が優れている。しかし、会社側で見れば計画的に保険料収入をはかりたいということから実務上はかなり定型的商品に近い払い込みを顧客に勧奨することになるのでその優位性は決定的とは言えない。

(c) 貯蓄と死亡保障の分離について

簡明さという点が優れているが、生命保険事業の範囲について、設計の如何によっては（完全分離型の場合）他の金融機関との間で業際問題を惹起する可能性もあり、わが国の場合税務上の取扱いについても生命保険税制が維持出来るかどうか不安がある。又、ディスクロージャーの面でローディング開示が避けられず、この保険の新契約費問題が表面化することが懸念される。又、それが従来型の保険にも波及する恐れがあるのでこの面からは不利益性が指摘される。

ユニバーサル保険は、その開発の主旨の一つに現在の生保商品の販売コストが高過ぎるという欠点の是正が挙げられていたのであるが継続手数料を重視した募集手数料方式は現状では外野給与体系の大巾な変更を必要とするので、わが国の場合は、この面からも困難性がある。

B-1

(1) 我国の企業年金制度に係わる税制の概要は次表の通りである。

| | | 税制適格年金制度 | 厚生年金基金制度 |
|-----|-------|--|---|
| 掛 金 | 事業主分 | 全額損金算入 | 全額損金算入 |
| | 従業員分 | 生命保険料控除 (合算年5万円まで所得控除) | 社会保険料控除 (全額所得控除) |
| 積立金 | 運用収益 | 原則、非課税 | 原則、非課税 |
| | 特別法人税 | 積立金額(運用収益を含む。従業員拠出に係わる部分を除く)の1%。別途、地方税も課税。 | 国公共済長期給付の水準を超える部分の給付のための積立金額(運用収益を含む)の1%。別途、地方税も課税。 |
| 給 付 | 年金給付 | 給与所得として課税 | 給与所得として課税 (ただし、老年者特別控除あり。) |
| | 一時金給付 | 退職所得として課税 | 退職所得として課税 |
| | 遺族一時金 | 相続財産として課税 | 非課税 |

(註) 適格年金給付については、従業員掛金累計額相当部分是非課税。また、厚生基金の場合、国公共済水準を上回る部分の給付につき、従業員拠出を行なうような制度は認められない。

(2) 前表にみられるように、我国の企業年金税制(退職給与引当金等も含めて、より広い意味で、退職給付税制と考えてもよい)は、退職一時金制度、退職年金制度の発展にともない、その発展の各局面局面で手当てが行なわれたという経緯があり、税制そのものとしては必ずしもよく整った構成とはなっていない、という面がある。このため、現状、例えば次のごとき問題点が生じている。

- ① 企業年金制度に係わる税制の基本的な考え方としては、形式的には、掛金・積立金非課税、給付金課税とみることができ、この限りでは、米英等に比し考え方に大きい差はない。
- ② ただし、我国には他国に例をみない特別法人税が存在する。この特別法人税は、

所得課税の受給時までの繰り延べに伴う延滞利子との性格づけが行なわれており、この意味では、①にもかかわらず、掛金課税（給付金非課税）という色彩をその一方では帯びているという解釈も可能で、これが問題を複雑ならしめる一要因ともなっている。

- ③ また、掛金非課税、給付金課税の立場を採る場合でも、企業年金非加入者との税的公平という側面を考えれば明らかなように、積立金収益非課税という考え方は、当然にはでてこない。特に我国の場合、少額貯蓄非課税制度等が存在するから、積立金収益非課税等の問題は、本来は（受託機関の立場は別として）、少額貯蓄非課税の問題と関連ずけて議論すべき面があることは否定できないであろう。
- ④ 更に、特別法人税については、税制適年と厚年基金とでは現状その扱いを異にしているが、率直に言って、その根拠はいま一つ明確さを欠くようにも思える。一般的には、「税制適年は実態的には退職一時金制度の変形であり、老後生活保障にふさわしい終身年金主柱の厚年基金とは性格が異なる。また、厚年基金は公的年金代行という基本性格を有しており、この意味では、標準的公的年金たる国公共済の長期給付水準までは、バランス上、積立金運用収益は非課税であるのが相等」との見方が強いが、公平にみて、やや便宜主義的との観は免れない。
- ⑤ 特に、現在の厚年基金への特別法人税適用基準については、基準設定の方法そのものがやや技術的でありすぎ、同時にその算定根拠となる厚生年金および国公共済の給付体系・財政体質の変動に応じて可変的であるという欠陥をもっている。この点、例えば、可処分所得ベースでの所得代替率（退職後所得の退職前所得に対する割合）に適用基準を移すという厚生省等の新しい考え方には、それなりの意義が認められる。ただし、そのためには、それに先立ち、退職後所得のうちどの範囲内までを企業年金に期待するかのコンセンサス形成が、まず、必要ではなからうか。
- ⑥ 特別法人税以外の問題では、給付種類別の課税格差、端的に言えば、給与所得としての年金課税と退職所得としての一時金課税との格差が、退職所得には大きい優遇措置があるだけに、特に突出して目につく。また、この問題は、よくいわれるように、我国特有の一時金選好という傾向の一要因をなしていることも、まず、紛れもない。だが、この問題は、例えば、年金給付現価額を退職所得の対象

とみなす等、技術的・アクチュアリアルには容易に解決可能な面をもつわけであり、この意味では、本質的にはこれまた企業年金税制の考えそのものの不整合が解決の隘路となる問題である。

- ⑦ その他従業員掛金や遺族一時金に対する両年金制度間での課税の差も、結局は、税制の考え方の差ということになる。

以上からもわかるように、企業年金税制をめぐる問題は、結局のところ、退職者所得乃至は老後所得を現役就労者所得に対比しつつどのように位置づけ、更に老後所得に関して適年制度、厚年基金制度、更には個人年金制度にどのような役割を負わせていくか、またその位置づけ、役割に沿って税制そのものを——少額貯蓄非課税制度や他の優遇措置をも視野にいれた総合的なスパンの中で——どのように整合的に再整備していくか、の問題に帰着する。私見では、かつてその例をみない高齢化社会の到来、安定成長経済の継続、大家族制度の崩壊等をあわせ考えるとき、今後、私的年金の重要性は益々増大すると考えるので、税制の整合性を崩さない範囲内で、老後所得保障によりウエイトを置いた方向で、小異を捨て大同につく簡明な形での税制整備を要望していきたいと考える。なお、この場合、税制上の調整措置と優遇措置とは区分して考えられるべきで、例えば、現行の我国税制では損金となる掛金の大きさ（換言すれば、給付の大きさ）には外国にその例をみるような特別の制限はないが、老後所得保障という接近からしても明らかかなように、これは税制上の優遇措置という観点からすれば、やや問題となる点であろう。

（追記）この解答例は、あくまでも一つの立場からする解答の例であって、アクチュアリー会としての見解ではない。

B-2

加算型厚生年金基金制度の財政計算を行なう場合、現状、理論的または実務的に問題と考えられる点を列挙すれば、次の通りである。

- ① 基本部分は厚生年金保険報酬比例部分に密接に関連する給付体系をもつ一方、加算部分は基本部分に類似した給付体系から退職一時金の年金化にいたるまでかなり幅広い給付体系が存在し得、質量ともに、基本部分と加算部分との給付体系全体としての調和に制度設計上の考慮が十分払われているとはいい難い面がある。（また、

実際上も、顧客要請にこたえるためには、給付体系としての整合性をある程度無視せざるを得ない事情もある。）

- ② 財政方式としては、基本部分は開放基金方式（所謂オープン・アグリゲート方式）が一般的であるが、加算部分は開放基金方式、加入年齢方式（特定加入年齢方式）、ごく稀に所謂クローズド・アグリゲート方式が混在しており、基本部分と加算部分との財政方式の同異、あるいは加算部分給付体系と加算部分財政方式との関連についても、必ずしも明確な選択基準があるようにもみえない。（強いていえば、過去勤務債務をもつ加算部分については加入年齢方式が選択されることが多いが、これとても便宜主義の域をでない選択である事例が一般である。）
- ③ しかも、給付現価額、掛金収入現価額を除けば、基本部分・加算部分別の厳密な分別計算も行なわれていないのが普通である。（例えば、年金信託の元本管理は、現行の規制下では基本部分・加算部分別の管理を要しない。このため、通常は、財政管理も本来の意味での基本部分・加算部分別管理を行なっていない、信託財産の分別等が必要な場合は、責任準備金比例等の「みなし」処置で済ましているのが実情である。）
- ④ この結果、例えば、過去勤務債務の未償却水準の高い制度等では、基本部分の財政運営が、大量脱退等により不測の影響をうけることが生じ得る。（別の見方をすれば、基本部分給付は最低責任準備金との対比によって一応財政的にはガードされているが、加算部分給付については、財政的なガードが必ずしも明確には行なわれていないためかかる事態が生じる。この意味では、当問題は、財政の分別管理と後述する加算部分の積立水準との二つの問題が絡む問題である。）
- ⑤ 過去勤務債務をもつ加算部分については、次の二つの問題がある。
 - ① 加算部分の積立水準（過去勤務債務の償却を含む）については、必ずしも十分な配慮が払われていない。
 - ② 現在の責任準備金の定義の妥当性。例えば、現在の責任準備金の定義では、掛金等収入現価の中に特別掛金収入現価が包含されている。この結果、例えば定額給付・給与比例拠出の場合等には、財政的に不健全な事態（みかけ上の過剰剰余の発生等）が生じ得る。
- ⑥ 連合設立等で過去勤務債務のある制度等では、財政集団としての同質性につき問

題の生じる事例が稀ではない。(この場合、当初は各種の工夫により同質性を回復する措置が講じられるが、時間の経過とともに再度同質性が崩れてくる事例も散見される。)また、類似の事例としては、グループ別に異なった給付体系を設ける場合、グループ集団間の財政的公平性につき問題の生じることがある、等々。

以上を要約すると、本来財政計算上は別集団として扱い、各集団毎にそれぞれの保険危険に応じた財政措置をとるのが相等と考えられるにもかかわらず、この分別取り扱いが十分徹底されていないところに問題の発生をみる原因がある。もっとも、厚生年金基金についての法的な扱いは、あくまでも基金を一つの制度として捉えており、このため、例えば規約の構成にみるように、年金給付については基本的には基本・加算両給付を分別しない建前を貫いている。したがって、財政の現行のかかる扱いについてもやむをえない面はある。しかし、翻えて考えてみると、厚生年金保険と厚生年金基金との関係は、

- ① 厚生年金基金の給付条件が、必ず厚生年金保険報酬比例部分の給付条件を上廻る(適当な厚みは当然これを考慮に入れる)
- ② 任意の時点で、基金資産が最低責任準備金を上廻る
- ③ 基本部分掛金が免除料率を上廻る

ことが満たされれば、基本的には十分なはずであり、これ以外の年金財政の扱いは、よりアクチュアリアルな視点から整理され直してもよいということもできよう。特に、近い将来予想される給付条件等各種の弾力化への動きを展望するとき、加算部分の扱いについては、給付保障、集団間公平性維持等従来とはやや角度を異にするアクチュアリアルな視点の導入も考慮されてよいと考える。ただし、そのためには前記諸問題をはじめとして、現状、なお理論的に解明すべき問題点も少なくないことは事実であり、今後かかる問題への精力的な取り組みが望まれるのである。

(註) この解答例も、あくまでも一つの立場からする解答の例であって、アクチュアリー会の見解ではない。また、問題点の指摘や所見についても、これとは全く異なる立場からの取り上げ、立論も可能である。なお、この解答例は所見の部分がやや弱いが、当問題は問題指摘が即解決の方向を示すという特殊性をもっており、この点を含んであえて反復を試みなかった。

B-3

1. 厚生年金基金制度における基本部分の制度設計については厚生年金の一部代行という制度の仕組からほぼ同型になり、これはむしろ厚生年金本体の制度設計に大きく依存している。したがってここでは企業年金の一般的制度設計ということで厚生年金基金制度の加算部分および適格年金制度を念頭に於て論ずることとする。
2. 制度設計上の特徴としては、種々挙げられるが起因するもの別に分類列举すれば次のようなものとなる。
 - (1) 主として法令上、或は行政指導上の制約に起因するもの
 - ① 加入資格（基金制度に於ては加算適用資格、以下同じ）が常勤従業員に一律適用となっているものが多いこと
 - ② 給付・拠出等にも制度区分がなく 一会社（一基金）一制度となっているものが多いこと
 - ③ 拠出（特に過去勤務債務償却）方法に融通性がないこと
 - (2) 主として退職金制度から移行したことに起因するもの
 - ① 給付基準の制度しかも最終給与比例型の制度がほとんどであること
 - ② 確定（有期）年金の制度が多い（或はニーズが高い）こと
 - ③ 選択一時金が好まれ実質的に一時金制度となっていること
 - (3) 主として企業年金制度の未成熟或は労働慣行に起因するもの
 - ① 受給権の賦与の考え方が少ないこと
 - ② 通算制度（ポータブルペンション）が少ないこと
 - ③ 物価スライド制がほとんどないこと
 - ④ 配偶者に対する給付（連生年金等）が皆無に近いこと
3. 上記の要因はそれぞれ相互関係が少なからずあるが実態に即した（即ち企業ニーズから来る）企業年金制度を普及させるには上記 2.(1) の法令面行政指導面の制約を極力少なくすることが必要である。企業年金制度の普及育成については社会保障の補完としての意義からも国民的合意が得られているものと考えられる。老後保障の民活版として企業ニーズの法令行政指導面への反映が重要である。税制面でも優遇し拠出方法の弾力化（例えば通常掛金の年度間繰り延べやP、S、L掛金の償却割合変更の自由化等）を進めるべきである。又、給付時に於ける税制優遇（少なくとも退職金制度に

比し不利とならない措置)も必要である。

4. 上記 2. (2) に掲げた特徴点については、企業側のニーズ従業員側のニーズに基くものであれば、それで構わないのであるが確定(有期)年金については年金制度の意味が重視されていない面があり今後一時金と年金の源資対応についての労使の理解が必要となって来よう。

選択一時金が多いことは確定年金であることと密接な関係があるが、税制面での有利性によるところも大きい。この点でも税制面の優遇が待たれるところである。

5. 上記 2. (3) に掲げた特徴点は企業年金制度の基本的な問題点であり、又、これらを解決することは大変難しい。受給権の賦与については現行退職金の考え方でも構わないが老後の給付に結びつけるためには中途退職者について通算制度が必要となってくる。通算制度については企業年金の普及自身が前提で現存の基金連合会を活用することでも良い。ただ移管された年金受給権者の追跡管理と源資に対する運用差益の還元等についての配慮が必要となって来る。物価スライドについては企業年金の限界的なものであり、これはむしろ社会政策に待つしかない面がある。即ち物価上昇を極力押さえ込むことである。小さな物価上昇であれば、実質価値維持の方法も利差益の利用等色々考えられるだろう。連生年金については認可基準上の制約もあるが必要性が生ずれば技術的問題として解決出来るだろう。

6. 結論的には、制度設計は企業ニーズから出て来るものであり、その企業ニーズに従業員ニーズが反映されたものであれば極力それを生かす設計上の自由度が望ましい。行政的には、社会保障の補完が民間活力で出来るよう普及のための優遇措置を整えることであろう。そうすることによって企業年金は国民大多数が関心を持つ制度として発展して行き制度設計についても好ましい方向に向って行くと考えられる。

B-4

(1) 環境の変化

ア. 昭和61年4月公的年金各法の改正

国民年金法改正による基礎年金の導入、婦人の年金権の確立、負担の公平化といったものがその狙いであるが、企業年金側から見た場合言えることは、公的年金と企業年金との役割が明確になったという点であろう。

企業年金の充実ということは、企業にとって従業員に対する責任であり、社会的責任とすら言えるであろう。また従業員側の企業への要請は、在職中の給与、福利厚生といった面から、退職後の生活保障すなわち企業年金の充実といった面へ拡大して行くと思われる。そこで、企業としては、企業及び従業員のニーズにマッチした企業年金をしかもコストを安くということを追求して行くことになる。

その結果として、年金の専門家たる受託機関に対する要請は、企業及び従業員のニーズにマッチした年金制度設計、退職金等その周辺業務等に関する情報提供あるいは、企業年金と企業会計との関係に対するアドバイス等となって表われてくると思われる。またコスト面から、利回りの向上、委託事務手数料の削減といった要請となり、ひいては自主運用の要求、I型化を進めるといった形にも進展しよう。

イ. 受託機関側の変化

昭和61年4月の厚年法の改正によって、業務委託機関が従来の信託、生保の他に「その他政令で定める法人」にまで拡大された。このことは、従来資産運用と業務委託が一体であったものが、明確に分離されることを意味する。また投資顧問業法改正の動き、基金の自主運用の要求といった点、さらに昭和70年には60兆円に達すると予想される企業年金の市場規模を考えると、証券、都銀等その他の業態が参入してくることは必至であろう。

前記にもあるとおり顧客のニーズは多様化してくると思われ、さらに受託機関が拡大されれば、受託機関の間での競争が今以上に激化することは目に見えている。

(2) 受託機関に及ぼす影響

ア. 顧客ニーズ多様化への対応

前記のとおり企業年金の充実ということが、企業にとって社会的責任であり従業員に対する重要施策の一つとなってくるが、一方では労務管理上の効果を追求するあるいは企業会計上への影響をより好ましいものとするのが企業にとって今以上に不可欠なものとなる。これ等に伴って企業すなわち顧客のニーズは、各々の企業の実情によって多様化し、また、受託機関の拡大といったことも考え合

わせれば、受託機関としてはこれ等の要請に応えられる能力をもつのみが生き残れることとなる。具体的には、各企業の実情に合った制度設計、数理、管理事務の厳正化迅速化、受託業務の拡大(管理しているデータに基づく有効情報の提供も含めて)、基金のI型化への援助、企業会計と企業年金との関係、諸外国の実情等これまで以上の企画、研究あるいはノウハウの蓄積といったものを行い、顧客に対しより的確に、迅速にそしてよりわかり易くサービスの提供、情報の提供が行えることが受託機関にとって不可欠となる。

イ. 受託業務の効率化

現在の企業年金は制度に未成熟の状態にあり、また原因はとにかくとして選択一時金が多いことから年金受給権者の数は少い。しかし今後企業年金の充実がはかられ、かつその役割が認識され、さらに成熟度が増すことによって年金受給者数は増大するものと考えられる。そのうえ、顧客へのサービスの拡大化、多様化、迅速化等による受託機関側のコスト増がのしかかってくることとなる。受託機関としては、これ等コスト増の要因をかかえながらなおかつ競争激化の中で、顧客からの報酬引下げの要請に応じてゆかざるを得なくなる。

したがって、受託機関としては、これ等受託業務に携わる高度専門家の養成や外部専門機関との提携、利用といったことが必要となろうし、電算機処理のより効率化といったことが必要になる。

ウ. 運用力(運用事務も含めて)の強化

顧客からの高利回り要請に併せ他業態参入に伴う競争激化から、受託機関としてはより高利回りを追求せざるを得なくなる。また顧客は単に利回りだけでなく、運用内容のディスクロージャーも要求している。これは、運用成果の評価が従来利回り面だけであったものが多面化していること、顧客の実情に合った運用方針どおりであるかチェックしたいといったことからの要求である。前にも述べたように昭和70年には企業年金資産は60兆円にも急激に増加するが、その場合何に運用するかという問題も生じてくる。年金受給権者が増加すれば、その支払のための流動資産を確保しながらなおかつ高利回りを実現できる運用も要請される。また、競争激化の中で生き残るためには、各受託機関ごとに運用の特色を出すことも必要になるかも知れない。

したがって、受託機関としては、各運用対象ごとのファンドマネージャーの育成、運用方法の多様化、新種運用対象の開発、運用事務の合理化、生保にあっては分離勘定の設定といったことが必要となるであろう。

1. 規制緩和の時代的背景

現在、国際・国内の両面から規制緩和（デレギュレーション）の要求が高まり、経済活性化の活力源、あるいは少なくとも起爆剤となりうるとの期待が込められている。ことに金融自由化さらには情報革命といった経済社会の構造的変革の潮流の中で規制緩和による市場原理の導入はさけられない情勢である。このような情勢の背景には次のような事情がある。わが国経済が成熟段階に達し、かつての高度成長期のようにパイの拡大を謳歌できなくなった。一方、業際領域などに成長が見込まれる分野がでてきた。規制緩和への要求は海外からも寄せられている。例えばOECD理事会は1979年（昭和53年）9月に加盟国に対して政府規制分野について再検討を行うことを勧告した。さらに欧米先進諸国などからは、金融・通信分野を中心に対日経済要求として、むしろ直接的な形で規制緩和の要求が突きつけられている。規制緩和はこうした内外からの期待にこたえただけの効果をあげうるのか。これらの問題については各産業の特性を踏まえつつ、解き明かしていく必要がある。自由主義経済の下で規制を緩和し民間の活力を発揮させることが、自由主義社会を守り発展させるのに一番良いことだという考え方が基本にあることはいうまでもない。

わが損保業界は、欧米に比べ100年～150年遅くスタートしたものの、現在では量的には西独と肩を並べるところまできており、アメリカに次いで第2位の位置を獲得しつつある。その間損保業界は、外部から画一化体制といわれてきたがそれには歴史的経緯もあり、その中で損保事業の飛躍的発展が続けられてきたことも事実である。

2. 損保事業における規制

損保事業は極めて公共性の高い事業であり、その経営に危機をもたらすことは、多数の契約者に多大の被害を与えることになるため監督官庁の厳しい監督指導の下にあり、各種の政府規制がおこなわれている。具体的には、まず、損保事業を営むためには免許を受けなければならない、主務大臣の認可を得ずに商品を売ることは、また損保事業と生保事業とを兼業することは禁止されており、料率の決定方法、財産の利用方法、保険の募集に関する手段方法、関連会社についてその事業内容・出資割合等についても詳細に定められ規制を受けている。このように損保事業は、事業の開始、遂行および解散に至るまで広範囲にわたって、政府の規制を受けている規制産業である。しかも保険料率に関

するものをはじめとするカルテルがかなりの範囲にわたって独占禁止法の適用除外とされ法的に容認されている。

3. 損保事業における規制緩和への方向

近年、損保事業に対する規制および独占禁止法の適用除外規定それ自体の必要性や、有効性への見直しの動きが、臨時行政調査会や、公正取引委員会を中心に、政府部内において急ピッチに進みつつある。またこれらの動きと並行して、欧米諸国からも、通商摩擦解消の一環として、サービス・貿易の自由化を強く迫られているが、損害保険は、生命保険や銀行などとともに、その最も重要な対象として挙げられている分野であり、わが国のみ適用する「護送船団方式」による規制行政がも早許されなくなりつつある。これらのいずれの動きも損保事業への競争原理の導入を促すものであり、それだけ損保事業に対する独占禁止法の適用範囲の拡大を促すものであるといえよう。公正取引委員会は、昭和57年8月調査結果を発表し116業種について政府規制制度の見直しを勧告しており、この中には損保事業も含まれていた。そこでは、規制や独占禁止法が導入された戦後の復興期と比べると保険契約高が著しく増加し、保険会社の経営基盤も格段に充実するに至っているという状況の変化に対応して、参入規制の自由化、企業保険の保険料率における範囲料率の有効な活用をはじめとする可能な限りの競争の導入、独占禁止法適用除外の必要性・内容および運用につき自由化の方向での検討が指摘されている。

金融自由化が進むなかで、損保各社の経営活動範囲を広げ、多様化している顧客のニーズに機動的にこたえられるように、具体的には、行政当局は新商品の認可や資産運用規則の弾力化を進めてきている。損保業界にも、より消費者に利益を提供するために現在の各種の規制を見直す必要があるのではないかとの声が高まり、規制緩和の風が吹き始めたわけである。損保業界に対する規制緩和の教科書になっているのが昭和56年の保険審議会答申と昭和60年7月の臨時行政改革推進審議会（行革審）の答申である。どちらも損保行政の手綱を緩め、活力を引き出すよう提言している。

昭和56年保審答申では、損保経営にも、とくに商品面や料率面等に競争の原理を導入し、商品の多様化、料率の弾力化など企業の柔軟性を発揮させることにより、よりの確でタイムリーな消費者ニーズへの対応、コストの安い商品の提供、販売面における改善・多様化、また保険期間及び保険料の支払いの多様化をするよう答申している。60年7月の行革審の規制緩和分科会の報告では、保険業界が今後とも保険に対する多様な社

会的ニーズに的確に対応していくためには、より自主的な経営判断の下で一層効果的・効率的事業経営を推進していくことが重要であり、具体的な当面の措置の講じ方が示されている。とくに生保面についてふれられているが、損保面にも共通しているとみてよいであろう。

(1) 料率・商品面での規制緩和

- ① 価格面における競争原理の導入のための範囲料率等の弾力的な仕組みを活用するとともに競争条件の整備をはかること。これの前提手段として、厳正な料率検証とそれに基づく迅速な料率調整の実施、料率構成上の付加率・範囲料率などのいっそうの弾力的活用が指摘されている。全社同じ商品を扱い、同じようなチャネルで販売が行われている現状において、範囲料率を活用して、各社が実質的な弾力化をやっていくということは、なかなか難しい問題がある。したがって特に新しい商品の認可の際、或いは、検証によって商品の内容の改定や、料率を調整する際、付加率についての引下げの努力が要請されている。また積立型保険の多様化を積極化することによって各社の独自の商品を創出させ、しかもその商品については、社費の実態を反映した幅料率の採用を推進させる。これらのことにより画一的体制の一角を切り崩していく方針がみられる。
- ② 商品の内容の改善・多様化を図るため、主要種目の基本的な部分以外に関しては、保険会社の企業責任において新商品の開発等をおこなうこと。行政当局は、必要に応じて事後的な審査のみを行う方向で制度の改善を図ることを積極的に推進する必要があると提言している。

新商品認可の弾力化は、これまで各社横並びの意識が強かった損保業界に競争の原理を導入し、個性的な商品を増やし、顧客へのサービス拡充を促すのがねらいである。昭和58年には、各社に独自開発商品の認可が与えられることとなった。積立型保険の契約者配当も昭和59年度以降の契約分については、各社の資産運用の実績等に基づいて各社が経営判断される適正な水準を届け出ればよいということで、この辺に各社の経営戦略とか工夫の余地が拡大していくことになる。積立型商品については、保険期間の種類を増やしたり、担保内容にバリエーションをもたせたりして多様化を図り、個別会社の開発による創意工夫を凝らした商品の認可が与えられ販売が開始された。

(2) 許認可条件面での規制緩和

保険商品は、消費者のニーズの幅広い要求に対してタイムリーに、そして的確に対応しなければならない。一方これまでのような事前認可制度のみでは、この対応は難しい。この欠点を補充したのが届出後使用制度（File & Use）であり、保険者は、この届出を行えば、すぐに商品を販売することができる。行政当局は、今後とも認可制度について弾力的に運用していくものと思われる。専門職業者賠償責任保険や費用保険にあっては、File & Use 方式が認められた。費用利益保険については、さらにその一部について Use & File 方式がとり入れられた。

(3) 財務利用面での規制緩和

損害保険会社の財産利用方法については、保険業法施行規則及び、銀行局長通達に基づいて各損保会社の財産利用方法書に定められているが、昭和60年12月、61年3月、財産利用方法書の一部変更の認可を受けた。改正の目的は、次のような理由によるものであるといえよう。

損保会社の運用は、規制がかなり厳しくなっていたが、近年、長期積立型保険が著しい伸展を示し、損保会社の資産に占める長期資産の割合が、急上昇してきた。さらに今後とも順調な拡大が予想され、効率的な財産運用に対する要請が高まってきた。また、他方、金融環境は増々厳しくなっており、機動的、弾力的な財産運用が強く要請されている。こうした現状を踏まえ、損保会社の経営の自主性を一層尊重し、資産運用の効率化、多様化を図ることの見地から財産利用方法の拡大を図ったものである。これらの改正で生命保険会社との間での財産利用に関する規制の面において生保との差は非常に小さくなった。緩和された主たるものは、信用貸付の対象範囲を拡大したこと、外国有価証券の保有率が10%から25%に拡大されたほか、新たに外貨建資産率25%（対総資産）が拡大された。

(4) 不動産取得面での規制緩和

損害保険会社の業務運営について、不動産取得に関しては、いままで、1件当りの金額が10億円を超える場合、あらかじめ銀行局長の承認を受けることになっていたが、今回、この事前承認限度額を「50億円超」に改め、20億円以下は手続がいらず、20億円超で50億円以下は、事前届出だけで済むようにした（ただし土地の取得については10億円以上、また不動産の総額が自己資本の額を上回っている会社、及

び当該不動産の取得により上回ることとなる会社にあつては30億円以上)。このよう
にかなり規制が緩和されたということがいえる。

所 見

画一体制が戦後の損保再建に大きな役割を果たしたことも事実であるが、やはりその行きすぎが企業の活力、自立精神を失わせてしまう危険性が将来に向つてあるのではないかと思う。結局、横並び意識が強く赤信号皆で渡れば怖くない式の単なる仲よしクラブ的なものは、規制緩和、金融自由化、国際化の波が高まる中では、通用しなくなってきた。損保事業の特性からしてある程度の規制はむしろ効果があつたが40年代の半ば頃から護送船団行政は過去のものであるといわれ、それから15年が経過しているわけである。では損保事業の特性からしてどの辺まで規制を緩めて自由化してよいか非常に難しい問題である。

さて、財産利用面で規制緩和が進めば生保に比べ遅れている資産運用のノウハウの蓄積・財務部門スタッフの充実などが早急に対応すべき課題とならう。金融自由化の中で、金融機関同士の競争は激しくなつてきている。また積立型商品のウエイトの高まりの中で、なお一層の効率運用がもつめられている。従つて審査機能の充実、責任体制の明確化を通して財務部門内の質・量面から体制の充実をはかる必要があらう。

資産の効率的運用が求められているが、その運用にあたり、その趣旨を悪用し、いやしくも不当競争の具に供するなど、損害保険会社の財産運用の品位を著しく損なう行為は、厳に慎しむよう、また、土地関連融資についても、地価の動向にかんがみ、土地投機を助長することのないよう十分留意することが必要であらう。保険会社のもつ社会性、公共性をふまえ、健全な良識をもって、自己責任の原則に則り、安全・確立を重視しながら、資産運用の一層の効率を図っていくことが要請される。

料率面からの規制緩和に対しては、料率の自由化、弾力化について、自由化することは甚だ困難であり、段階的に弾力化をはかつていくべきであらう。ある程度の自由化は避けられないが、現在の秩序・体制を基本的に維持すべきであらう。外部からみると価格カルテルに対して、非常な疑問をもたれるということは、想像できるが、日本の損保マーケットでは、とくに、火災・傷害・自動車の分野では、自由に料率を各社の判断で算出すべきではないと考える。これらについては、料率検証をしっかりとやって、料率水準を適正に保つように、引上げ、引下げをきちんとやることが基本であらう。火災・傷

害・自動車以外の種目については、幅料率もしくは、標準料率をなるべく使うようにする。各社同一保険内容、同時認可だった商品が、多様化することになれば、損害保険統計整備、料率の検証など各社が独自に行う面が出てくるため、これへの対応も必要になってくる。

File & Use も今のところ専門職業人賠償と費用保険にだけしか導入していないが、今後、拡大していくことが考えられる。独自商品の料率については、ある程度の弾力化を打出していく。また積立型保険の契配についても各社の資産運用実績を反映して、若干の弾力化が進められていくことになるであろう。弾力化をうまく進めることで、むしろドラスティックな変革を回避できるのではないかと考える。

金融の自由化や情報社会が進行していく中で、既存の垣根が崩れていく。保険業が総合金融サービス事業へ打って出るなどビジネスチャンスを広げていくというような傾向も強まると考えられる。そういう中で、既存の規制の枠を盾にしていくということは、あるいは、時代の変革の流れに大きくとり残される心配もある。規制が必要だ必要だと云って枠の中に閉じこもっていると却って業際間競争では負けてしまう怖れがある。

業界内の競争と秩序を守りつつ規制緩和、弾力化をはかり、各社の特色を出していく必要があろう。公共性の面から損保事業は、今後とも規制が加えられることは避けられない。但し、競争力が求められていることも事実であるから、規制の内容・方法は当然変るべきものであろう。実質的に経営の安全を損なわない範囲において経営の幅を広げる方向に改められるべきである。業際間競争の色彩の強い分野、例えば、年金、変額保険等については、早期に業界の統一によって規制の緩和に働きかける必要があろう。情勢はたしかに歴史的な転換を遂げつつあり、事あるごとに問題にされる損保業界の画一体制も、徐々にではあるが、弾力化の方向を辿らざるを得ない環境に好むと否とにかかわらず進みつつあるように思う。規制緩和により、増配や転換社債の発行が相次ぎ、保険料ローン等消費者金融業務・カード業務への進出、年金・信託分野への参入をうかがう投資会社・投資顧問会社の新設など、証券・銀行との提携による事業領域の拡充が急展開をみせている。これらの損保業界の動向は、それぞれの企業の生き残りにかける益々の厳しさを増してきていることを意味し、他方損保の金融機関としての位置付けと役割が大きく変わりつつあることを如実に示しており、対応すべき課題の多さを物語っているといえよう。「企業とは環境変化に対応する運動体である」と言われるが、変化に

対応し、将来への展望を確実なものとしていかねばならないと思う。

C-2

現代の企業会計は、ゴーイング・コンサーンとしての企業の経営活動を一定の期間（会計期間）に区切って、継続的に損益を算出するという期間損益計算が行なわれている。そして、企業が期間損益を計算し明確化する決算に関しては、一般に商法（第2編第4章株式会社第4節会社の計算）、企業会計原則等にその要綱が定められているほか、税法上の制約もあるが、損害保険会社の決算については、それら以外に、保険業法、同法施行規則および大蔵省銀行局長の決算通達にその細目が規定されている。損害保険会計においては、保険営業そのものから直接に生ずる損益を事業損益とし、これに他の源泉から生ずる損益を含めて当期損益を計算することとなっており、それらの規定に従って行なわれる事業損益の仕組み、特質の概略は次のとおりである。

(1) 事業損益の仕組

事業損益は、保険契約の引受に直接関連して発生した損益であり、所定の保険種類別に、次のとおり算出される。

- (+) 正味保険料 ① = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料
- (-) 正味保険金 ② = 元受正味保険金 + 受再正味保険金 - 出再正味保険金
- (-) 正味事業費 ③ = 元受事業費 + 受再保険手数料 - 出再保険手数料

$$\text{営業収支残} \quad ④ = ① - ② - ③$$

- (-) 責任準備金積増 ⑤ = 責任準備金繰入 - 責任準備金戻入
- (-) 支払備金積増 ⑥ = 支払備金繰入 - 支払備金戻入

$$\text{事業損益} \quad ⑦ = ④ - ⑤ - ⑥$$

前記諸項目のうち、損害保険会計を特徴づけるものは、責任準備金と支払備金の項目である。

責任準備金は、当該事業年度の損益を確定するために計上される項目である。事業年度末に満期となっていない保険契約について、次年度以降発生する支払責任に備えて、保険料収入の一部を前受収益として次年度に繰り越す項目であり、普通責

引準備金と異常危険準備金にわけることができる。普通責任準備金は、保険会社が決算期において負担している保険契約上の責任、すなわち、未経過期間における保険金支払、中途解約に対する保険料返還等の義務を果たすための引当金として積み立てるものであり、その積立基準は、保険業法施行規則（33・34・37条）の規定に基づく初年度営業勘定収支残（当年度収入保険料－当年度契約に対する支払保険金、返れい金および支払備金－当年度事業費）と未経過保険料とのいずれか多い金額を積み立て（保険業法施行規則35条）、翌年度その全額を収益に戻し入れる。満期時に払戻しをする積立型保険にあっては、このほかに満期返れい金の支払のための払戻積立金と契約者配当準備金を積み立てる。また、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）、地震保険、原子力保険等については、上記と異なる取扱が定められている。異常危険準備金は、損害率の変動に備えるため、あるいは通常の損害をこえる大災害ないし巨額の保険金支払に備えるため、責任準備金算出方法書の定めるところならびに統一経理基準にしたがって、積立ておよび取崩しが行われる。

支払備金は、決算期において支払額が確定しているが未払の保険金等、支払額が未確定の保険金等の支払見込額、訴訟中の保険金等の金額から成り、洗替方式により積み立てられる。また、既発生であっても決算期までに未報告の損害の見積り額に対する引当金、すなわち、いわゆるIBNR備金の積立ても、統一経理基準で定められている。

(2) 事業損益の特質

損害保険会計における事業損益の特質は、期間損益を計算し確定するに際して、損害保険事業本来の使命を遂行するための要件である支払能力確保の観点に立ち、経営の健全性を維持して契約者利益の保護を図るため、保険契約準備金（責任準備金および支払備金）の適正な積立てを行うことが、保険会社の事業損益を正確に判断するうえで必須の前提条件となる。また、損害保険事業の場合には、一般の企業における常識とは異なり、保険料の増加は事業損益の増加に直接つながらず、逆に減益という決算になることが、損害保険の事業損益構造の特殊性として揚げられる。

そこで、本問に対する解答においては、実務面の具体的な諸問題を考慮して、アクチュアリーとしての視野に立って、それらの特質・問題点等に言及することが望ましい。

(なお、この保険契約準備金の積立てに関する事項については、昭和57年度の経営問題C1の解答を参照されたい。)

C-3

(1) 損害保険の普及拡大の必要性

わが国における損害保険の保険料規模は、現在、西側諸国において第二位にランクされている。しかしながら、“保険密度”すなわち国民一人当りの保険料水準では十五位であり、さらに国民の可処分所得に占める損保の保険料ウェイトは、トップ米国の三分の一以下でしかない(1984年現在)。また他の保険先進国にあっては、平均して生・損保の保険料収入がほぼ4:6で損保の方が多いのに、わが国では逆に7:3で損保の方が少ない。これをもってしても、日本の損保においてはまだ普及拡大の余地が充分残されているといえるし、また普及拡大を図るための努力が一層要請されるところでもある。

わが国の損保の現状において、共済事業その他との競合もあり、特に物保険分野における最近の伸びは決して大きいものとはいえない。しかし、欧米の保険先進国の例からしても、今後は物保険以外の人保険、責任保険、費用保険の分野での拡大が大いに期待されよう。

近時、金融の自由化・国際化の必要が叫ばれ、損保業界たりとも、その埒外にはあり得ない。これに対応するため経営の効率化がますます重要となる中で、損保企業の競争力、担保力の拡充もまた欠かせない。この面からも、損保の普及拡大とそれに基づく保険料収入の増大が肝要となる。

(2) 危険の選択の必要性

損害保険の普及拡大を急ぐあまり、危険の選択を疎かにすることがあってはならない。

そもそも損害保険の仕組みは、同種のリスクにさらされている者が多数集って一つの集団を形成し、その間でリスクを相互に分散するためのものである。そして各自が負担する拠出金たる保険料は、そのリスクの危険度に応じ公平、妥当なものではない。

そのため、保険料の算出に当たっては、整備された統計に基づき、合理的な基準に

よりなされることが前提となるが、実際には個々のリスク毎に適用料率を算定することは困難である。そこで、通常は一定の区分により適用すべき料率を予め規定したタリフが用いられている。タリフ上の同一区分に属するリスクを完全に同質化することは、その区分を限りなく細分化することにつながり、これまた実際的でない。したがって個々のリスクについて見れば、タリフ上同一区分に分類され、同一の料率が適用されても、それぞれの危険度にはある程度差異が生ずることは避けられない。

その結果、もし危険の選択をないがしろにした場合には、次のような不都合が招来されるであろう。

イ. 逆選択の助長

保険契約者側にはリスクの劣悪なものほど付保されやすい傾向があるので、保険会社側において危険の選別を行わない限り、どうしても保険契約者による逆選択が行われ、その結果保険会社は、予定損害率を超える保険金の支払いを余儀なくされ、保険収支が悪化する。

ロ. 公平な保険料負担の阻害

上記イのような逆選択を放置しておくと、保険会社の経営が破綻することになるので、保険料率を引き上げざるを得ない。そうすると優良リスクの保険契約者は、本来負担すべき以上の保険料を負担させられることになり、保険料負担の公平性が損なわれる。また保険料率の引き上げが行われず、保険会社が倒産するようなことになれば、一般の保険契約者の利益が害される。

ハ. 道徳危険の発生

不良リスクが低廉な料率で安易に引受けられるようになると、契約者側において日常のリスク管理や事故予防のための努力がおろそかにされるおそれがある。これがひいては道徳危険発生の素地をつくることにもなりかねない。

(3) 損害保険事業の社会・公共性との関連

損害保険事業にとって、保険保護を広く一般社会に提供することは、その社会的責務である。危険の引受けを厳しく行うあまり、優良リスク以外の契約者から保険利用の手立てを全く奪ってしまうことには問題が残る。このことは大衆保険分野においては特に心せねばならないであろう。今後予想される業際競争の場においては、

一たん離れた顧客をとり戻すことは容易なことではなく、その面での配慮も欠かさない。

そのほか、自動車の賠償責任保険のように、被害者という第三者が介在する場合にも特段の配慮が必要であろう。不良リスクだからといって、これをすべて排除していたのでは損害保険事業の社会・公共性の点からも問題である。危険の選択という保険本来の要請と被害者救済という社会的要請との調和をいかにして図るか、難かしい問題ではある。このような場合の一つの解決策としては、不良リスクの引受けも可能とするための特別な機構、例えば、米国の assigned risk plan やわが国の対人賠償保険プールといったものを設置することが考えられる。

(4) 普及拡大と危険の選択を両立させるための方策

これまで述べてきたように、損保事業に課せられた社会的使命を果すためには、その社会・公共性に着目しながら、保険の普及拡大と危険の選択という二律背反をいかに克服するかの方策を探し求めなければならない。今後とも損保事業にとって絶えず問われ続け、解決を迫られる課題であるが、当面とるべき方策としては、次のようなことが考えられるであろう。

- イ. 実務上可能な限り合理的な料率体系を整備し、そのリスクに見合った料率で、例外的なもの以外はすべて引受けられるようにすること。
- ロ. 道徳危険のおそれがあるものや、著しく不良なリスクの引受けは、これを極力排除すること。
- ハ. 大衆分野の保険や被害者保護が要請される保険の場合には、できる限り不良リスクも引受けられるよう、保険自体の仕組みを工夫したり、あるいはそのための機構を設けること。
- ニ. H P R 保険の創設やシートベルト着用運動の実施等、契約者側に防災の手立てを動機づけ、不良リスクを優良リスクに転換させるような積極策を講じること。

C-4

(1) 自然災害担保と損害保険

損害保険はいうまでもなく、大数の法則の上に成り立つものである。

しかるに自然災害は、その発生が時間的にも空間的にも偏ることが多い。すなわ

ち、自然災害は毎年発生するとは限らず（例えば地震）、また地域的に万遍なく発生するわけでもない（例えば水害、雪害）。むしろ、数年ないし数十年に一度の頻度であったり、特定の地域に限定して発生することがまある。しかも、一たん発生したときの災害の規模や損害の程度は事前の予測をはるかに超えることが多いので、それらを損害保険で担保するにしても、そのための合理的な料率算定は極めて困難である。

これらの理由から、一般的に自然災害担保は、損害保険の仕組みに馴染みにくいといえる。

(2) 自然災害担保の社会的要請

損保における自然災害担保は、先ず企業保険分野において拡張危険担保特約として導入された。一方、家計保険分野において、最初に自然災害が担保されるようになったのは、住宅総合保険が誕生した時であり、それほど古いことではない。それも当初は風水害について、極めて限られた条件のもとで発足し、支払われる保険金も見舞金の域を出るものではなかった。しかし一たん導入されると、その担保範囲やてん補条件さらには支払限度額が相次いで拡充、改善され、その後昭和41年にはいわゆる家計地震保険も創設され、今日に至っている。

これまでの損保における自然災害担保の進展の歴史を辿ると、その背景には火災リスクが低下する一方で、損害保険会社の担保力が充実してきたこともあるが、それとともに、自然災害担保に対する社会的要請が強いインパクトとして働いていたことも見逃せない。それは家計地震保険が昭和39年の新潟地震を契機として誕生し、当初は全損のみ担保であったものが、その後昭和53年の宮城県沖地震をきっかけに、てん補条件が半損以上にまで改善された経緯を見ても明らかである。

社会公共性の強い損保事業として、今後とも自然災害担保に対する社会的要請には、引き続き可能な限り応えて行かねばならないであろう。また一方、火災保険分野では、メインの担保危険である火災リスクが極めて低くなっている現状において、担保範囲を広げて付加価値を高めなければ、顧客にとっては保険としての商品魅力が減ずるし、また保険会社にとっては付加率を余程高めない限り経営が成り立たなくなるという事情も考慮しなければならない。

(3) 自然災害の特性と保険技術

損保企業にとって自然災害担保の拡充、改善がその社会的使命であるにしても、自然災害の持つ諸々の特性を考えると、それを損害保険としての枠内で、しかも民営事業であることから受ける多くの制約の下で実施するには、様々な困難を伴うことも否定できない。これを克服するためには、次の点での配慮と仕組みの上での工夫が不可欠となるであろう。

イ. 逆選択の排除

気象上や地形上の理由から、自然災害の発生が、ある程度、特定の地域に偏ることは避けられない。一方、災害発生の確率が高い地域でのみ付保されたのでは、料率をいくら高くしても保険として成り立たない。

つまり、自然災害を単独の保険で担保することは、逆選択を受けることから不可能な場合が多いので、普遍的な保険種目の担保危険に組み込むとか、あるいは特定の保険種目に（原則）自動付帯とする等の工夫が必要となる。その場合には、契約者間で過度の不公平が生じることのないよう、保険料負担その他の面での配慮も要するであろう。

ロ. 集積リスクへの対応

自然災害は一たん発生すると大災害となり、しかも特定の地域に膨大な件数の損害が集中する可能性が高い。そのような大災害に備えて、再保険面での手当てや損害処理体制に意を尽くすべきことは勿論であるが、それらのキャパシティーにも自ずから限界がある。

そこで、超過損害再保険のための機構を設けるとか、その他てん補条件においても、小損害免責や支払限度額の設定といった手立てを講ぜざるを得ない。

ハ. 異常災害に対する備え

地震危険においてその典型が見られるところであるが、自然災害の中には、数十年、数百年に一度のサイクルで発生するものもある。

このような異常災害に備えるためには、国による再保険機構や、長期的な視野での特殊な危険準備金制度を設置することなども考慮されて然るべきである。さもなければ、最早、民営事業としての限界を超えるような事態も想定されるからである。

経営 Management

1. 現在，生命保険契約において用いられている各種の利率の決定方法と水準につき，所見を述べよ。
Express your opinion concerning the method of determination and the level of the various rates of interest, now used in a life insurance contract.
2. 生命保険を普及拡大させるため今後における生命保険事業のあり方について，所見を述べよ。
Express your opinion how the life insurance business should be in future, in order to diffuse and expand life insurance.